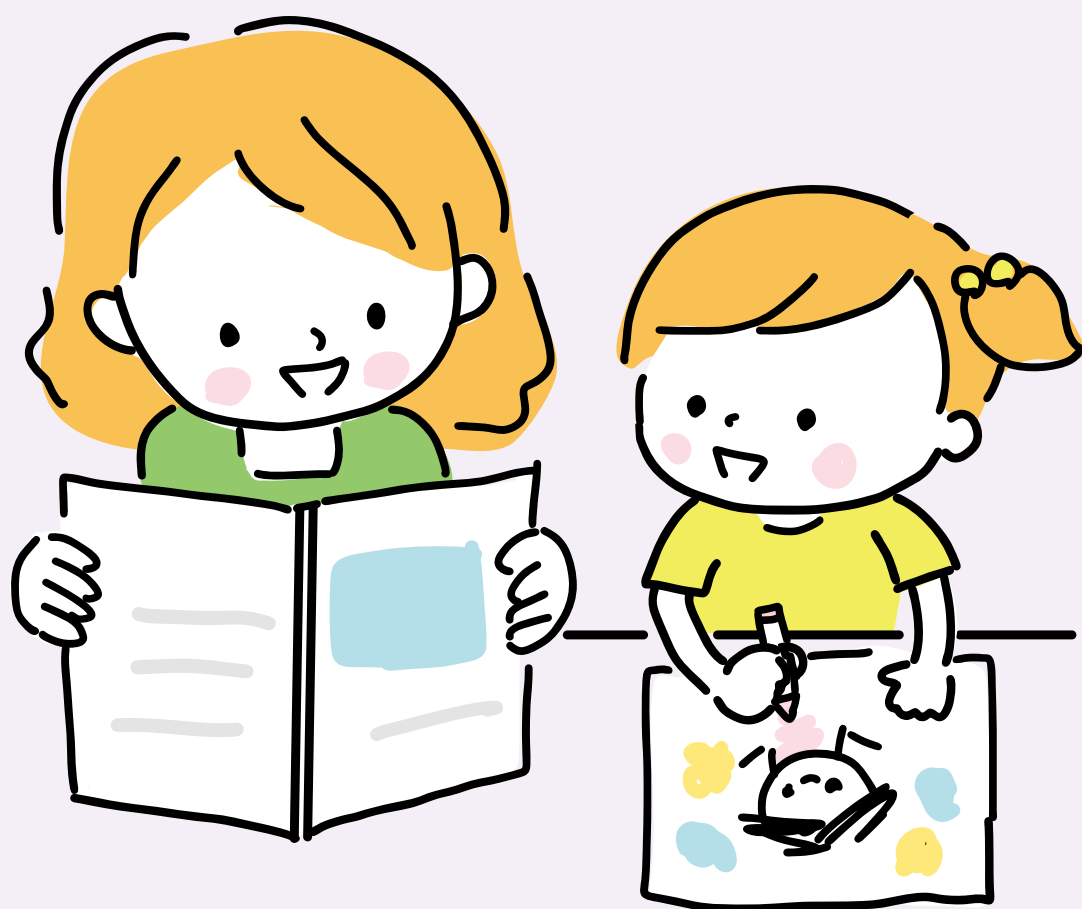


ひとり親家庭等のための サポートガイドブック



はじめに

このサポートガイドブックでは、ひとり親家庭の方がご利用できる各種相談や、さまざまな支援制度、相談先などをご紹介します。

より詳しい情報をご覧いただける二次元バーコードも掲載していますので、ご活用ください。

なお、お住まいの市町によって、ご利用できるサービスが異なることがありますので、関係機関へお問い合わせください。

も く じ

相談や情報に関すること

■ 福井県母子家庭等就業・自立支援センター (福井県委託事業) 2、3、4

❖相談事業

- ① 就業相談
- ② 自立支援プログラム策定事業
- ③ 父子電話相談
- ④ 養育費や法律的な相談
 - ・養育費相談
 - ・法律相談
 - ・公正証書作成支援

❖就業支援講習会

■ ひとり親家庭・離婚前後サポートセンター とりどり (福井県委託事業) 4

- ◆相談支援(悩みごと相談)
- ◆制度とのマッチング
- ◆情報発信
- ◆セミナー等開催

■ 内容に応じた相談窓口 5、6、7

- ① こどもの悩み(非行、しつけ等)に関すること
- ② 女性の悩みに関すること
- ③ 厚生年金に関すること
- ④ 市町福祉担当課・市福祉事務所・
県健康福祉センター
- ⑤ 就職・雇用等に関すること
- ⑥ 公営住宅に関すること(県営)
- ⑦ 民生委員・児童委員

就労に関すること

..... 8、9、10

- ① 公共職業安定所(ハローワーク)
- ② 福井県母子家庭等就業・自立支援センター(再掲)
- ③ ふくい女性活躍支援センター
- ④ ひとり親家庭就業・
自立支援センター(福井市にお住まいの方)
- ⑤ 職業訓練
- ⑥ 就業支援講習会
- ⑦ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金
- ⑧ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等
- ⑨ ひとり親家庭職業訓練資金貸付金

生活支援に関すること

■ 子育て支援 11、12、13、14

- ① 保育所・認定こども園
- ② 放課後児童クラブ
- ③ 「ふく育さん」と「ふく育タクシー」
- ④ 「ふく育パスポート」
- ⑤ 子育て短期支援事業
 - ◆ショートステイ
 - ◆トワイライトステイ
- ⑥ 日常生活支援(家事支援等)
- ⑦ 病児・病後児保育

■ こどもに関する手当 14

- ① 児童扶養手当(ひとり親等の方が対象)
- ② 児童手当(すべての方が対象)
- ③ ふくい在宅育児応援手当

■ 医療費助成 15

- ① ひとり親家庭医療費助成
- ② こども医療費助成(すべての家庭が対象)

■ 生計 15、16

- ① ひとり親家庭住宅支援資金貸付
- ② 生活福祉資金貸付
- ③ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

■ 年金 17

- ① 遺族基礎年金
- ② 遺族厚生年金
- ③ 年金分割

こどもの育ちに関すること

■ こどもの就学 17、18、19、20

- ① 小・中学校の就学援助
- ② 高等学校等就学支援制度
- ③ 高校生等奨学給付金
- ④ 福井県奨学育英基金
- ⑤ 福井県さばう応援奨学金
- ⑥ ひとり親家庭等の子育て安心プラン
(高校生通学定期代補助)
- ⑦ ひとり親家庭学び直し支援
- ⑧ 国の教育ローン
- ⑨ 高等教育の修学支援新制度
- ⑩ ひとり親家庭等大学等受験料支援・
模擬試験受験料支援
- ⑪ 日本学生支援機構奨学金(貸与型)
- ⑫ あしなが育英会奨学金
- ⑬ ひとり親家庭支援奨学金(給付型)
- ⑭ 交通遺児育英会奨学金
- ⑮ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付
(修学・就学支度資金)

■ こどもの学び・体験 21、22

- ① こどもの学習支援
- ② ひとり親家庭等習い事支援
- ③ 県立文化施設体験支援

■ 養育費、親子交流 22、23

- ① 養育費相談(再掲)
- ② 養育費確保支援(弁護士委任費用補助)
- ③ 親子交流の調整・立ち会い支援
- ④ 公正証書作成支援(再掲)

相談や情報に関すること

■ 福井県母子家庭等就業・自立支援センター

（福井県委託事業 受託者：一般財団法人福井県母子寡婦福祉連合会） TEL 0776-21-0733

福井県母子家庭等就業・自立支援センターは、ひとり親家庭のお母さんやお父さん、寡婦の方を支援しています。就業に関すること、養育費に関すること、離婚に関すること、子育てや生活に関する不安やお悩みのある方は、ご相談ください。

令和8年度からLINEでの相談を開始しました。



ホームページ



LINE登録はこちら

❖ 相談事業

① 就業相談

家庭の状況、職業適性、就業に必要な資格取得など就業するにあたって悩んでいる方へハローワークと連携した就業支援、情報提供など就業のサポートを行います。また、休日の相談（要予約）や、各地区への巡回相談も行います。

② 母子・父子自立支援プログラム策定事業

就労意欲のあるひとり親家庭のお母さん、お父さんを対象に個々の状況やニーズに応じた自立目標や支援プログラムを策定し、ハローワークの就職支援ナビゲーター等と連携しながら就業までのきめ細かな支援を行います。

③ 父子電話相談

父子家庭のお父さんを対象に、子育てや生活上の悩み、支援制度の情報などの電話相談専用の窓口です。

父子相談専用ダイヤル：080-2379-0968

相談時間：月～金 9:00～16:00

（土日祝・年末年始は除く）

【巡回相談（就業および養育費相談）】

地区	相談場所	就業相談	養育費相談
永平寺町	永平寺町松岡福祉総合センター	随時（要予約）	10月15日（木）（要予約） 時間13:30～15:30
敦賀・二州 小浜・若狭	敦賀市福祉総合センター （あいあいプラザ2階）	5月22日（金）10月23日（金）（要予約） 時間13:00～15:00	7月16日（木）11月12日（木）（要予約） 時間13:00～15:00
県内全地区	ふくい女性活躍支援センター （福井県生活学習館内2階）	毎月第2木曜日（要予約） 時間10:00～16:00	

※上記以外の市町については、相談者のご都合に合わせて巡回相談を行います。

④ 養育費や法律的な相談

養育費相談

離婚や別居に伴う、こどものための養育費等の相談を行います。

（面接時間）毎週月～金 午前9時～午後5時

（巡回相談）相談者や母子・父子自立支援員等の要請等に
応じて随時実施



法律相談（事前予約制）

養育費の取り決めや履行確保、慰謝料、遺産相続、共同親権（単独親権）、金銭貸借など法律に関する生活上の諸問題について、弁護士等の専門家が応じます。相談は30分無料です。

（相談担当者）福井県弁護士会の弁護士等
（相談時間）予約により随時実施

公正証書作成支援

継続した養育費の支払いを確保するため、公証人手数料や調停の申し立て、裁判用の収入印紙代など公正証書等の作成に必要な費用を補助します。

対象者

福井県内に住む（福井市除く）公正証書等を作成してから1年以内に申請をされたひとり親家庭の母または父で、児童扶養手当受給者（または、同等の所得水準）の方

補助額

1件あたり上限30,000円 ※1人1回に限る

❖ 就業支援講習会

母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の方限定の講習会です。
小さいお子様がいても大丈夫！
会場内の託児室で、保育士がお子様を預かりますので、安心して受講できます。

受講料
無料

無料の
託児サービス
付きです。

(テキスト代は
自己負担です)



パソコン講習日程

講座名	定員	講座期間	曜日	回数	締切日
Excel基礎コース(福井会場)	10人	5月17日および5月24日	日	2回	5月 8日
Word基礎コース(福井会場)	10人	9月6日および9月13日	日	2回	8月28日
Excel CS検定コース(福井会場)	10人	6月7日～8月2日	日	7回	5月22日
Excel 日商検定コース(嶺南会場)	10人	5月30日～8月8日	土	8回	5月15日
Word CS検定コース(福井会場)	10人	9月27日～12月6日	土・日	7回	9月11日
はじめてのCanvaコース(嶺南会場)	10人	9月26日および10月3日	土	2回	9月11日
はじめてのCanvaコース(福井会場)	10人	2月27日および3月6日	日	2回	2月12日
お試しAI活用コース(丹南会場)	10人	9月13日	日	1回	8月28日
	10人	11月14日	土	1回	10月30日

◆コースの内容

I. 基礎コース

Excel基礎は、簡単なデータ入力とグラフの作成を、Word基礎は、文字入力、文字変換、文書や表の作成を学びます。

II. Excel CS検定コース

Excelを用いて、データ入力、数式、関数の入力、計算、表やグラフ作成を学びます。
表計算技師を目指します。

III. Excel 日商検定コース

Excelを用いて、日商PC検定3級取得レベルまで学習します。
マウス操作がスムーズにできる方が対象です。

IV. Word CS検定コース

Wordを用いて、文書作成、編集、装飾、表挿入などを学びます。
ワープロ技師を目指します。

V. はじめてのCanva(キャンバ)コース

Canvaを使って、自由にデザインする方法を学びます。
名刺・POP・ポスター等を作成します。

VI. お試しAI活用コース

AIを生活の中に取り入れる方法を学びます。



各コース共通留意事項

- ・期間中ノートパソコンを貸し出します。
- ・テキスト代は自己負担です。
- ・各講習時間は、9時30分～16時30分です。

会 場

- ① 福井会場：福井県社会福祉センター（福井市光陽2丁目3-22）
- ② 丹南会場：武生商工会議所（越前市塚町101）
- ③ 嶺南会場：若狭医療福祉専門学校（三方郡美浜町大数7-24-2）

介護研修日程

研修名	定員	研修期間	曜日	回数	締切日
介護職員初任者研修(福井会場)	20人	6月20日～12月5日	土または日	22回	6月5日
介護福祉士受験講習(福井会場)	10人	10月17日～12月12日	土	7回	10月2日

◆介護職員初任者研修

介護職員初任者研修は、介護に携わる者が業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身に付け基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的としています。その後の介護福祉士実務者研修を受講するときには、130時間免除されます。

会 場 福井会場 福井県社会福祉センター
(福井市光陽2丁目3-22)

研修時間 9時30分～16時30分または
9時00分～17時00分

自己負担 テキスト代 6,200円



◆介護福祉士受験講習

介護福祉士国家試験合格を目指す方への受験対策講座です。
この講座は、実務者研修で学習してきた内容を復習し、過去問、模擬試験を行い、効率的かつ確実な学習方法で国家試験合格を目指します。

会 場 福井会場 福井県社会福祉センター
(福井市光陽2丁目3-22)

研修時間 9時30分～16時30分

自己負担 10,000円(テキスト代および模擬試験代)

お問い合わせ・申込先

福井県母子家庭等就業・自立支援センター
(一般財団法人 福井県母子寡婦福祉連合会内)

電話、ファックス、
ホームページからお申し込みください。
電話：0776-21-0733
FAX：0776-21-0310
URL：http://www.fukuikenbo.jp
E-mail：fukubo21733@arrow.ocn.ne.jp



■ひとり親家庭・離婚前後サポートセンター とりどり

《NEW》令和8年度から実施 (福井県委託事業 受託者：一般社団法人フルード)

ひとり親家庭・離婚前後サポートセンター とりどりは、ひとり親家庭での子育て経験がある相談員が、ひとり親家庭としての悩みや離婚前後の悩みに寄り添う相談機関です。令和8年度に新たに開設する相談機関で、電話やメールによる相談が可能です。令和8年7月からSNS、オンラインを使った相談も始まります。

名称等	住所	連絡先
ひとり親家庭・離婚前後 サポートセンター とりどり	福井市成和1丁目1119番地 木原ビル1階	電 話 0776-60-0106 メー ル tori-dori@fruid.org

【サポートセンターの事業内容】

- ◆相談支援(悩みごと相談)・・・当事者経験があり、かつ社会福祉士や公認心理師の資格をもつ相談員が、ひとり親家庭の困りごとの相談支援や市町などの支援機関へのつなぎを行います。
- ◆制度とのマッチング・・・・・・相談員が、行政等が行っている制度を紹介するとともに、制度とのマッチングを行います。
- ◆情報発信・・・・・・SNS等を活用し、制度の開設や新たな取組み等をわかりやすく発信します。
- ◆セミナー等開催・・・・・・キャリア形成のためのセミナーや共同親権に関する講座等ニーズの高い分野を開催します。



ホームページ

■ 内容に応じた相談窓口

① こどもの悩み（非行、しつけ等）に関すること

名称等	住所	電話番号
福井県児童・女性相談所	福井市木田3丁目701	0776-35-1581
福井県敦賀児童相談所	敦賀市角鹿町1-32	0770-22-0858

※各市町、福井、丹南、二州、若狭健康福祉センターでも相談を受け付けています。（P6）

② 女性の悩み（結婚、離婚、配偶者暴力等）に関すること〈女性相談支援員〉

名称等	住所	電話番号	女性相談支援員
福井県児童・女性相談所	福井市木田3丁目701	0776-35-1725	○
福井県生活学習館 (ユース・アイふくい)	福井市下六条町14-1	0776-41-7111、7112	○

名称等	電話番号	メール	LINE
一般社団法人ラシーヌ (主に10代、20代の方対象)	0776-37-4177	with.racine@gmail.com	

※各市町および県健康福祉センターでも相談を受け付けています。（P6）

③ 厚生年金に関すること

名称等	住所	電話番号	管轄区域
福井年金事務所	福井市手寄2丁目1-34	0776-23-4518	福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町
武生年金事務所	越前市新町5-2-11	0778-23-1126	越前市、鯖江市、池田町、南越前町、越前町
敦賀年金事務所	敦賀市東洋町5-54	0770-23-9904	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

※国民年金については、各市町にお尋ねください。



④ 市町福祉担当課・市福祉事務所・県健康福祉センター

ひとり親家庭、児童の問題をはじめ、生活保護、高齢者、障がい者などの相談に応じています。

母子・父子自立支援員のほか、家庭相談員、女性相談支援員が配置されている事務所もあります。

◆**母子・父子自立支援員**：ひとり親家庭の親と寡婦の方のさまざまな相談や、県や市町の支援制度、職業訓練等の給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等の相談にも応じており、電話相談も行っています。

◆**家庭相談員**：こどもの養育について不安や問題を抱える保護者の相談に応じています。

◆**女性相談支援員**：結婚、離婚、配偶者暴力等の問題を抱える女性の相談に応じています。

名称・担当課	住 所	電話番号	母子・父子自立支援員	家庭相談員	女性相談支援員
福井市 こども政策課女性支援室	福井市大手3丁目10-1	0776-20-5140	○		○
福井市 こども家庭センター	福井市城東4丁目14-30	0776-20-5337 0776-20-2905 (相談ダイヤル)		○	
福井市 こども家庭センター分室	福井市手寄1丁目4-1 AOSSA5階	0776-20-1541		○	
敦賀市 子育て政策課	敦賀市中央町2丁目1-1	0770-22-8125	○	○	
敦賀市 市民協働課	敦賀市本町2丁目1-20 敦賀市南コミュニティーセンター 3階	0770-23-5411			○
小浜市 子育て応援課 子育て応援センターすくすく	小浜市南川町4-31 小浜市健康管理センター内	0770-64-6139 0770-64-6072	○	○	
大野市 こども支援課 こども家庭センター	大野市天神町1-19 結とびあ内	0779-64-5533	○	○	
勝山市教育委員会こども課 こども家庭センター	勝山市元町1丁目5-6	0779-88-8771	○	○	
鯖江市 こどもまんなか課	鯖江市西山町13-1	0778-53-2224	○	○	
鯖江市 くらしと福祉の相談課		0778-53-2270			○
あわら市 子育て支援課	あわら市市姫3丁目1-1	0776-73-8021	○	○	
越前市 こども未来課 こども家庭センター	越前市府中一丁目11-2 市民プラザたけふ4階	0778-22-3628	○	○	○
坂井市 子ども福祉課 こども家庭センター	坂井市坂井町下新庄1-1	0776-50-3043	○	○	○
永平寺町 子育て支援課	永平寺町松岡春日1丁目4	0776-61-7250			
永平寺町 子育て支援課 こども家庭センター	永平寺町 松岡吉野堺15-44	0776-61-1165		○	
池田町 保健福祉課	池田町数田5-3-1	0778-44-8000		○	
南越前町 こども・子育て応援課	南越前町東大道29-1	0778-47-8018			
越前町 子ども未来課	越前町西田中13-5-1	0778-34-8725		○	
美浜町 こども未来課 こども家庭センター	美浜町郷市25-25	0770-32-6713		○	
高浜町 こども未来課	高浜町和田117-68	0770-72-6154			
おおい町 すこやか健康課	おおい町本郷92-51-1	0770-77-1155		○	
若狭町 子育て支援課 こども家庭センター	若狭町市場20-18	0770-62-2704		○	
福井健康福祉センター 福祉課	福井市西木田2丁目8-8	0776-36-2857	○ (永平寺町)	○ (永平寺町)	○ (永平寺町)
坂井健康福祉センター 福祉健康増進課	あわら市春宮2丁目21-17	0776-73-0600			○ (あわら市、坂井市)
奥越健康福祉センター 地域保健福祉課	大野市天神町1-1	0779-66-2076			○ (大野市、勝山市)
丹南健康福祉センター 福祉課	鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034	○ (越前町)	○ (越前町)	○ (鯖江市、越前町)
丹南健康福祉センター 武生福祉保健部福祉課	越前市上太田町41-5 南越合同庁舎1階	0778-22-4135	○ (池田町、南越前町)	○ (池田町、南越前町)	○ (越前市、池田町、 南越前町)
二州健康福祉センター 福祉課	敦賀市開町6-5	0770-22-3749	○ (美浜町、 若狭町〔旧三方〕)	○ (美浜町、 若狭町〔旧三方〕)	○ (敦賀市、美浜町、 若狭町〔旧三方〕)
若狭健康福祉センター 福祉課	小浜市四谷町3-10	0770-52-1302	○ (高浜町、 おおい町、 若狭町〔旧上中〕)	○ (高浜町、 おおい町、 若狭町〔旧上中〕)	○ (小浜市、高浜町、 おおい町、 若狭町〔旧上中〕)

() は担当地区

⑤ 就職・雇用などに関すること

名称等	住所	電話番号
ハローワーク福井	福井市開発1丁目121-1	0776-52-8150
ハローワーク福井マザーズコーナー	(ハローワーク福井2階)	0776-52-8157
福祉・就労支援コーナーふくい	福井市大手3丁目10-1 福井市役所別館3階	0776-97-9635
ハローワーク武生	越前市府中1丁目11-2 平和堂アル・プラザ武生4階	0778-22-4078
ハローワークたけふマザーズコーナー	鯖江市有定町3丁目1-1 ワイプラザ鯖江内	0778-51-8821
ハローワーク大野	大野市城町8-5	0779-66-2408
ハローワーク三国	坂井市三国町覚善69-1	0776-81-3262
ハローワーク敦賀	敦賀市鉄輪町1丁目7-3 敦賀駅前合同庁舎1階	0770-22-4220
ハローワーク小浜	小浜市後瀬町7-10 小浜地方合同庁舎1階	0770-52-1260

※各市町、福井、丹南、二州、若狭健康福祉センターでも相談を受け付けています。(P6)

※ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金等に関しては、母子・父子自立支援員(P6)までお尋ねください。

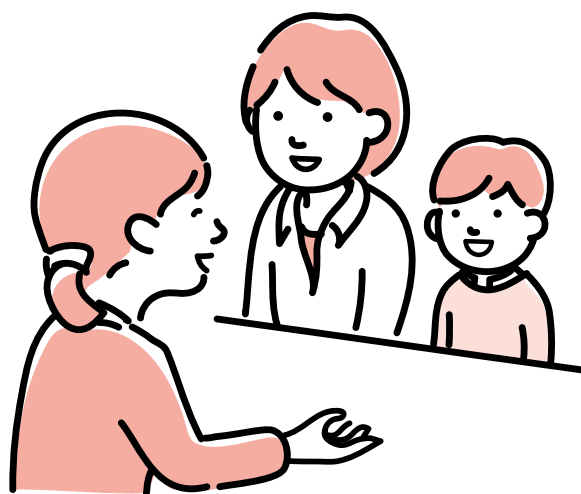
⑥ 公営住宅に関すること(県営)

名称等	住所	電話番号
のれん会県営住宅管理センター	福井市高柳2丁目1301番地 レインボービル6階	0776-43-1002
福井県営住宅南部地域管理センター	福井市下馬3-511 福井メディカルセンター1階	0776-33-2500

※市町営住宅については、各市町にお尋ねください。(P6)

⑦ 民生委員・児童委員

あなたの身近な地域で、くらしやこどもについての心配事の相談相手となっている方々です。お住まいの民生委員・児童委員がどなたかわからないときは、市町福祉担当課にお尋ねください。(P6)



就労に関すること

① 公共職業安定所（ハローワーク）

職業紹介事業を行う国の機関です。職業相談・就職支援のサービス、雇用保険や教育訓練給付金等の手続き等を行っています。

マザーズコーナーでは、こどもを連れてのご利用ができます。

お問い合わせ：お住まいの管轄公共職業安定所（ハローワーク）（P7）



② 福井県母子家庭等就業・自立支援センター（福井県内にお住まいの方）

ひとり親家庭のための個別就業相談や受講料無料の講習会、支援制度説明会などの就業支援を行います。

お問い合わせ：福井県母子家庭等就業・自立支援センター（P2）



③ ふくい女性活躍支援センター

女性のキャリアづくりを支援するためのセンターです。女性の再就職、育児休業からの円滑な復帰の支援などをワンストップで行います。

お問い合わせ：福井県生活学習館（ユー・アイふくい） ☎ 0776-41-4244

④ ひとり親家庭就業・自立支援センター（福井市にお住まいの方）

生活上の問題、求職や転職など自立に向けた相談支援、養育費に関する相談など、ひとり親家庭のさまざまな悩み相談や自立に向けた支援を行っています。電話相談や面接相談を受け付けています。

お問い合わせ：福井市 こども政策課女性支援室 ☎ 0776-20-5140

⑤ 職業訓練

就労にあたり必要な技能・技術を身につけるための職業訓練が無料（教材費は自己負担）で受けられます。

公共職業訓練と求職者支援訓練があり、ご利用にあたっては一定の要件があります。

お問い合わせ：お住まいの管轄公共職業安定所（ハローワーク）（P7）



⑥ 就業支援講習会

ひとり親家庭の母および父または寡婦の方を対象に、就業に結びつく可能性の高いパソコンや介護研修等の資格を取得するための講座が無料（テキスト代自己負担）で受けられます。

講習は土曜または日曜に託児付きで実施します。

お問い合わせ：福井県母子家庭等就業・自立支援センター（P4）



⑦ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父の主体的な能力開発を支援するもので、対象となる教育訓練等を受講し修了した場合、受講料に対して給付金を支給します。

支給額

◆雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができない方

一般及び特定一般教育訓練給付金：対象講座の受講料に対して、最大で33万4千円
専門実践教育訓練給付金：対象講座の受講料に対して、
最大で66万8千円×修学年数（最長4年※まで）

※准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は最長5年

※いずれも、対象講座の受講料が2万円未満の場合は支給がありません。

◆雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方

上記金額から、雇用保険制度から支給される教育訓練給付金の額を差し引いた額

対象となる講座

○雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
例：介護職員初任者研修、医療事務、簿記検定、情報処理技術者資格等

○その他、知事が地域の実情に応じて対象とする講座

※受講前に講座の指定を受ける必要があります。必ず事前にご相談ください。

お問い合わせ：お住まいの市町・県健康福祉センターの母子・父子自立支援員（P6）

⑧ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等

ひとり親家庭の母または父が、特定の資格取得のため、6か月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために給付金が支給されます。修了後には修了支援給付金が支給されます。また、本給付金の受給者は「ひとり親家庭職業訓練資金貸付金」の対象となります。



対象者

母子家庭の母または父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、次のすべての要件を満たす方

- 養成機関において6か月以上の一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- 仕事または育児と修業の両立が困難であること

支給額・期間

高等職業訓練促進給付金

【支給額】

	国制度	福井県独自制度	支給額合計
市町村民税非課税世帯の方 （児童扶養手当の対象者等）	月額100,000円	月額 50,000円	月額150,000円
市町村民税課税世帯の方 （児童扶養手当の対象者等）	月額 70,500円	月額 79,500円	月額150,000円
児童扶養手当の対象者等以外の方	なし	月額150,000円	月額150,000円
こども加算（すべての対象者が対象）	なし	こども1人あたり 月額 15,000円	こども1人あたり 月額 15,000円

【支給期間】 原則、修業期間の全期間（上限4年※）

※准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は最長5年

高等職業修了支援給付金

【支給額】 市町村民税非課税世帯 50,000円 市町村民税 課税世帯 25,000円

【支給期間】 修了後に支給（一時金）

対象となる資格

就職の際に有利となるものであって、養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業することが必要とされるもの

例：看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士などの国家資格や、
シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等のデジタル分野等の民間資格

お問い合わせ：お住まいの市町・県健康福祉センターの母子・父子自立支援員（P6）

（高等職業訓練促進給付金 福井県独自制度について）福井県児童家庭課 ☎ 0776-20-0343

⑨ ひとり親家庭職業訓練資金貸付金

「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し職業訓練資金を貸付し、ひとり親家庭の親の自立促進を図ります。

貸付対象者 次の①～③を満たすもの

共通

① 福井県内に住民登録をしている方

入学準備金

② 令和8年度に高等職業訓練促進給付金の支給決定を受け養成施設に入学した方

就職準備金

③ 養成機関の過程を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職した方

貸付額

入学準備金：500,000円以内

就職準備金：200,000円以内

利子

連帯保証人を立てる場合→無利子

連帯保証人を立てない場合→債務の履行猶予期間経過後 年1%

返還

返還要件に該当する場合は、貸付金を返還していただくことになります。

返還期間は4年以内です。

返還免除

養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得をした日から1年以内に就職し、福井県内において取得した資格が必要な業務に5年間従事（1週間の所定労働時間が20時間以上）したときは、貸付金の返還が免除されます。

2026年度貸付人数 入学準備金：6名程度（先着順） 就職準備金：9名程度（先着順）

お問い合わせ：社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 地域福祉課 ☎ 0776-24-4987（地域福祉課直通）



生活支援に関すること



■ 子育て支援

① 保育所・認定こども園

お母さん・お父さんが仕事などのため、日中、家庭での保育ができない場合に利用できます。ひとり親家庭のお子さんについては、優先的な入所や保育料の減免などを行っています。

いろいろな保育サービス



市町により実施内容が異なります。詳しくはお住まいの市町にお問い合わせください。

- ◆**延長保育** 保護者の勤務時間に対応できるよう、通常の保育時間を超えて早朝や夕方に利用できます。
- ◆**夜間保育** 保護者が夜間に仕事をしなければならない場合、利用できます。

	施設名	時間
福井市	キッズ&ベビールームPRIBABY（ぷりベビ）	13:00～26:00（日曜日・祝日除く）
	子育てサポートセンターあしおと	【月～土】7:45～1:30【日・祝】7:45～21:00
	キッズライン ママのママ	0:00～24:00
敦賀市	託児所ばぶりか	18:00～26:00
小浜市	ハーツわくわくクラブ	18:30～21:30

- ◆**休日保育** 保護者が日曜・祝日に仕事をしなければならない場合、利用できます。

福井市	幼保連携型認定こども園三谷館	勝山市	中央こども園
敦賀市	中郷西保育園／さみどり保育園	越前市	HAGUKUMU保育園
小浜市	ハーツわくわくクラブ	越前町	四ヶ浦こども園
大野市	誓念寺こども園	美浜町	みずうみ保育園

- ◆**一時預かり** 冠婚葬祭時などに保育所等で一時的にこどもを預かります。

お問い合わせ：お住まいの市町役場（P6）

◆こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず保育所等に通うことができる制度です。

- 対象児童**
- 0歳6か月から2歳（利用時点）
 - 保育所、認定こども園、企業主導型保育施設等に通っていない未就園児

利用可能時間 月10時間まで

お問い合わせ：お住まいの市町役場（P6）

② 放課後児童クラブ

お母さん・お父さんが仕事などのため、放課後家庭にいない場合に利用できます。ひとり親家庭のお子さんについては、優先的な利用や、利用料の減免を行っている市町もあります。

お問い合わせ：お住まいの市町役場（P6）

③「ふく育さん」と「ふく育タクシー」※支援を受けるためには申請が必要です。

ひとり親家庭などを対象に、子育て世帯の家事・育児をサポートするキッズ&ベビーシッター「ふく育さん」と、子育て世帯の外出をサポートする「ふく育タクシー」で使える共通利用券を発行します。

共通利用券の発行には事前申請が必要です。申請方法や各サービスの利用方法など、詳細は「ふく育サービスプラットフォーム」のホームページをご覧ください。(令和8年6月から受付開始予定)

対 象 者 未就学児または小学生のお子さんが
いるひとり親家庭など

配 付 額 1世帯につき48,000円分

お問い合わせ：福井県こども未来課 ☎ 0776-20-0289



ふく育サービス
プラットフォームホームページ

④「ふく育パスポート」

福井県では子育てにやさしい社会実現のために、妊婦さんから18歳未満のお子様を持つ子育て世帯の希望者を対象に「ふく育パスポート」を発行しています。

「ふく育パスポート会員」は、スマートフォンで「ふく育パスポート」を提示すると、子育て世帯を応援するお店や企業「ふく育応援団」で、割引や特典などのさまざまな優待サービスの提供を受けることができます。

3人以上のお子さまがいる世帯、多胎児がいる世帯、ひとり親世帯等(所得制限なし)には、日ごろの子育てをもっと応援する「プレミアムパスポート」を発行しています。

申請方法など、詳細は、県が運営する「ふく育」の
ホームページでご確認ください。

お問い合わせ：福井県こども未来課 ☎ 0776-20-0341



「ふく育」
ホームページ



⑤ 子育て短期支援事業

市町により利用できる施設や実施内容が異なります。また利用にあたり事前申込が必要な場合があります。

詳しくはお住まいの市町にお問い合わせください。

利用料の減免を行っている市町もあります。

◆ショートステイ

保護者が病気や事故、冠婚葬祭などで家庭での養育ができないときに、乳児院や児童養護施設、里親などに一時的にお子さんや親子が入所するサービスです。

◆トワイライトステイ

保護者の仕事またはその他の理由により、平日夜間または休日に家庭での養育ができないときに、乳児院や児童養護施設などに夕方から夜間にかけてお子さんをお預かりするサービスです。

お問い合わせ：お住まいの市町役場 (P6)

⑥ 日常生活支援(家事支援等)

ひとり親家庭のお母さん・お父さんや寡婦の方が、病気やけが、技能習得のための通学、就職活動、冠婚葬祭、出張などで日常生活にお困りの場合や、ひとり親家庭となって間がなく身の回りのことを手伝ってほしい場合に、家庭生活支援員が食事や身の回りの世話などを行います。

支 援 の 内 容 乳幼児の保育、食事や身のまわりの世話、その他の必要な用事等

費 用 利用者の所得に応じて、一部費用負担があります。

お問い合わせ：お住まいの市町役場 (P6) ※市町によって実施状況が異なります。

⑦ 病児・病後児保育

病気療養中のお子さん（病児）や回復期のお子さん（病後児）を預かるサービスです。
ひとり親家庭等の利用料を減免している市町もあります。

【病児・病後児保育実施施設】

地域	施設名	所在地	電話番号	提供サービス		当該施設のサービスを利用できる住民
				病児	病後児	
福井	福井県済生会乳児院	福井市和田中町	0776-30-0300		○	福井市・大野市・勝山市・ 鯖江市・あわら市・越前市・ 坂井市・永平寺町・池田町・ 南越前町・越前町
	福井総合クリニック	福井市新田塚	0776-21-1300		○	
	福井愛育病院 愛育ちびっこハウス	福井市新保	0776-54-5757	○	○	
	大滝病院 病児病後児保育園	福井市日光	0776-43-6855	○	○	
	みどり葉こども園 病後児保育室	永平寺町 松岡木ノ下	0770-61-6220		○	福井市・勝山市・鯖江市・ 坂井市・永平寺町
	病児保育にじいろ	永平寺町 松岡薬師	0776-61-0216	○		
坂井	金津産婦人科クリニック	あわら市市姫	0776-73-3800	○	○	福井市・あわら市・坂井市
	坂井松涛こども園 「こあらの部屋」	坂井市坂井町長畑	0776-50-2181		○	福井市・大野市・勝山市・ 鯖江市・あわら市・坂井市・ 永平寺町・越前町
	すくすくハウス	坂井市丸岡町吉政	0776-97-6415	○	○	
	三国病院	坂井市三国町中央	080-6351-6755	○	○	
奥越	誓念寺中野こども園 病後児保育	大野市東中野	0779-65-6166		○	福井市・大野市・勝山市・ 坂井市
	クリニック・デ・ふかや 「ひかり病児保育園」	勝山市元町	0779-88-0288	○	○	福井市・大野市・勝山市・ 鯖江市・坂井市・永平寺町・ 池田町・越前町
丹南	斎藤病院「わらべ」	鯖江市中野町	090-3765-0593	○	○	福井市・勝山市・鯖江市・ 越前市・坂井市・永平寺町・ 池田町・南越前町・越前町
	公立丹南病院「えくぼ」	鯖江市三六町	0778-51-0606	○	○	
	野尻医院「ままのて」	越前市平出	0778-22-5000	○	○	福井市・鯖江市・越前市・ 池田町・南越前町・越前町
	ほっと保育室	池田町数田	0778-44-8000	○	○	池田町
	織田病院	越前町織田	080-8991-4703	○	○	福井市・勝山市・鯖江市・ 越前市・坂井市・越前町
嶺南	はびけあ	敦賀市三島町	0770-23-2723	○	○	敦賀市・美浜町
	神宮前ぼっぼ	敦賀市曙町	0770-37-3570		○	全市町
	バンビーナサポート	小浜市多田	0770-56-2631	○	○	小浜市・高浜町・おい町
	若狭高浜病院附属 病児・病後児保育施設 サン・スマイル	高浜町宮崎	0770-64-5534	○	○	
	保健・医療・ 福祉総合施設「なごみ」	おい町本郷	0770-77-2753	○	○	
	公立上中診療所	若狭町市場	0770-62-1188	○	○	美浜町・若狭町

お問い合わせ：お住まいの市町役場（P6）

■ こどもに関する手当

お問い合わせ：お住まいの市町役場（P6）

① 児童扶養手当（ひとり親等が対象です。※所得制限があります）



18歳年度末までのこども（一定程度の障害の状態にある場合は20才未満）を養育しているひとり親家庭の親、または、父母の代わりにそのこどもを養育している方に支給される手当です。

支給額（月額）	児童数	全額支給	一部支給
	児童1人目	48,050円	所得に応じて48,040円～11,340円
	児童2人目以降	11,350円	所得に応じて11,340円～ 5,680円

※所得が一定以上ある場合は、一部または全部が支給されません。

※公的年金等を受給している場合は、差額の支給となります。なお、障害基礎年金等の給付を受けている場合は、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができます。

※受給開始から5年を経過した場合、または離婚等支給要件に該当してから7年を経過している場合、就業等の必要条件を満たしていないと手当が減額される場合があります。

所得制限限度額（こども1人を扶養する場合の収入ベース）
 （前年の所得に基づき算定） **全部支給：190万円／一部支給：385万円**

支給時期 毎年5月、7月、9月、
11月、1月、3月

② 児童手当（すべての家庭が対象です。）



高校生年代までの児童を養育する保護者に支給される手当です。
 児童扶養手当と併せて受給できます。

支給額（月額）	3歳未満	第1子・第2子	15,000円
		第3子以降	30,000円
	3歳～18歳 18歳到達後の 最初の年度末まで	第1子・第2子	10,000円
		第3子以降	30,000円

支給時期 毎年4月、6月、8月、
10月、12月、2月

③ ふくい在宅育児応援手当

第2子以降の0～2歳の児童を、保育所等を利用せず在宅で育児する保護者に支給される手当です。

支給額（月額） 10,000円/人（当該児童が生後2か月～3歳に達するまで）

※支給には下記のほか諸要件を満たす必要があります。**所得制限はありません。**

- 育児休業給付金を受給していないこと。
- 生活保護法による保護を受けていないこと。



■ 医療費助成

お問い合わせ：お住まいの市町役場（P6）

① ひとり親家庭医療費助成（ひとり親等が対象です。※所得制限があります）

20歳未満のこどもがいるひとり親家庭の親と、その20歳未満のこどもの医療費について、医療費の一部負担分（自己負担分）が助成されます。



自己負担 なし

② こども医療費助成（すべての家庭が対象の制度です）

ひとり親家庭医療費助成の対象にならない場合も、すべての高校3年生（市町により中学3年生）までのこどもの医療費について、医療費の一部負担分（自己負担分）が助成されます。



自己負担 【未就学児】なし
【小学生以上】通院：1月500円、入院：1日500円（月8日上限）（市町により無料）

■ 生計

① ひとり親家庭住宅支援資金貸付

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者の方に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付けます。



対象者 児童扶養手当受給相当（ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方

貸付額 入居している住宅の家賃（月額上限70,000円）※12カ月の範囲内

利子 無利子（連帯保証人不要）

返還 返還要件に該当する場合は、貸付金を返還していただくことになります。
返還期間は4年以内です。

返還免除 就業していない方が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内にプログラムで定めた目標に合致した就職、または既に就業している方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、1年間引き続き継続したときは、貸付の返還が免除されます。

2026年度貸付人数 若干名（先着順）

お問い合わせ：社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 地域福祉課 ☎ 0776-24-4987（地域福祉課直通）

② 生活福祉資金貸付

資金の貸付けにあわせて必要な援助および指導を受けることにより、独立自活ができる世帯で、他からの資金の借り入れが困難な世帯を対象に世帯の自立を図ろうとする貸付制度です。

お問い合わせ：各市町の社会福祉協議会



③ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭および寡婦の方が経済的に困りのとき、生活の安定と児童の健やかな育成を支援するため、各種資金の貸付を行っています。

対 象 者 【次のいずれかに該当する方】

- (ア) ひとり親家庭の母、父〔配偶者のいない女子または男子で児童（20歳未満）を扶養している方〕
- (イ) 寡婦〔配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母であった方、または40歳以上の配偶者のいない女子〕
- (ウ) その他

【母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧】

資金の種類	貸付の対象	貸付金額の限度額	据置期間	償還期限	利子	
事業開始資金	●母子家庭の母、 父子家庭の父 ●寡婦 ●母子・父子福祉団体	3,720,000円 (団体 5,580,000円)	1年	7年以内	無利子(※2)	
事業継続資金		1,860,000円	6か月	7年以内		
修学資金	●母子家庭の母または 父子家庭の父が扶養 する児童 ●寡婦が扶養する子 ●父母のいない児童	学校の種類により 月額27,000円～ 月額146,000円 (大学院は月額183,000円※1)	卒業後6か月	10年以内		
修業資金		月額68,000円(※1)	知識技能習得後1年	10年以内		
就学支度資金		学校の種類により 91,600円～590,000円	卒業後6か月	10年以内		
		282,000円	卒業後6か月	5年以内 (専修一般課程、修業施設)		
技能習得資金		●母子家庭の母、 父子家庭の父 ●寡婦	月額68,000円(※1)	知識技能習得後1年		10年以内
医療介護資金			340,000円(※1)	医療・介護終了後6か月		5年以内
生活資金	月額118,000円		医療または介護終了後 または生活安定期間の 貸付もしくは失業中の 貸付期間終了後6か月	8年以内 (生活安定期間) 5年以内 (医療介護) 5年以内(失業)		
	月額141,000円		知識技能習得後6か月	10年以内 (技能習得期間)		
住宅資金	1,500,000円(※1)		6か月	6年以内		
転宅資金	260,000円		6か月	3年以内		
就職支度資金	●母子家庭の母 父子家庭の父 ●母子家庭の母または 父子家庭の父が扶養 する児童 ●寡婦 ●父母のいない児童	110,000円(※1)	1年	6年以内		
結婚資金	●母子家庭の母または 父子家庭の父が扶養 する児童 ●寡婦が扶養する子	340,000円	6か月	5年以内		

特記事項

※申請から貸付決定まで1か月程度かかるため事前のご相談をお願いします。

※資金を貸付の目的以外に流用できません。

※貸付金は条件等により、お貸しできない場合があります。

※原則として連帯保証人が必要となります。

※修学資金・修業資金・就職支度資金（子に係るもの）・就学支度資金については、親が貸付を受ける場合、児童が連帯債務者にならなければなりません。

児童も親とともに返済の義務を負うことをご了承の上申請していただきます。

※福井市にお住まいの方については、一部条件が異なる場合があります。

(※1) 特に必要と認められる場合、限度額の増額があります。

(※2) 修学資金・修業資金・就職支度資金・就学支度資金以外については、条件によって利子がつきます。

※高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）やその他の奨学金をご利用される方は、それらの金額を貸付金額の限度から控除した額が貸付上限額となります。

お問い合わせ：お住まいの市町・県健康福祉センターの母子・父子自立支援員（P6）

■ 年金

① 遺族基礎年金

国民年金に加入されていた方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた配偶者や子どもに支給されます。

お問い合わせ：お住まいの市町役場（P6）



② 遺族厚生年金

厚生年金に加入されていた方が死亡したとき、遺族基礎年金に上乗せして支給されます。

お問い合わせ：年金事務所（P5）

③ 年金分割

離婚等をし、特定の条件を満たす場合、婚姻期間中の厚生年金記録を当事者間で分割することができ制度です。（離婚日翌日から2年以内の請求が必要です。）

お問い合わせ：年金事務所（P5）



こどもの育ちに関すること

■ こどもの就学



① 小・中学校の就学援助 ※援助を受けるためには申請が必要です。

経済的な理由で小・中学校の就学が困難な児童・生徒について、学用品・給食費など学校で必要な費用の一部が支給されます。※所得制限があります。

お問い合わせ：お住まいの市町役場（教育委員会）、在籍する小・中学校

② 高等学校等就学支援制度 ※支援を受けるためには申請が必要です。

教育費の負担軽減を図るため、世帯所得によらず高等学校等の授業料を減免します。

お問い合わせ：在籍する高等学校、（公立）福井県教職員課 ☎ 0776-20-0563（私立）福井県大学私学課 ☎ 0776-20-0248

③ 高校生等奨学給付金 ※支援を受けるためには申請が必要です。

低所得世帯を対象に、高校の授業料以外の学費（教材費、学用品費、通学用品費等）について給付金が支給されます。

お問い合わせ：在籍する高等学校、（公立）福井県教職員課 ☎ 0776-20-0563（私立）福井県大学私学課 ☎ 0776-20-0248

④ 福井県奨学育英基金

優れた資質を有しながら就学が困難である生徒に、高等学校へ修学できるよう奨学金を貸与します。

お問い合わせ：在籍する中学校または高等学校、福井県高校教育課 ☎ 0776-20-0568

⑤ 福井県きぼう応援奨学金

高等学校等に進学予定で、学習やスポーツ・文化活動に積極的に取り組み、将来福井で活躍したいという意欲ある生徒を対象に、給付型の奨学金を支給します。

お問い合わせ：在籍する中学校、福井県高校教育課 ☎ 0776-20-0568

⑥ ひとり親家庭等の子育て安心プラン（高校生通学定期代補助）（※一部市町のみ）

ひとり親家庭等の高校生が、通学のため公共交通機関を利用する場合、定期代の一部を補助します。

お問い合わせ：お住まいの市町役場（P6）

⑦ ひとり親家庭学び直し支援（ひとり親家庭の親とこどもが対象です）

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親または児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して、対策講座（通信制を含む）を受講する費用の一部を支給します。また、ひとり親家庭の親が高度な知識や実践スキルを獲得してキャリアアップ等を図るため、学士号等を取得する場合に、大学授業料等の一部を助成します。

受講前に講座の指定を受ける必要があります。必ず事前にご相談ください。

対 象

下記の条件をすべて満たす方

【高卒認定試験の給付金】

- 20歳未満のこどもを扶養しているひとり親家庭の親およびその児童
- 大学入学資格を取得していないこと
- 高等学校等就学支援金制度の支給対象とならないこと
- 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等により自立を図るための活動を行うこと
- 過去に本事業の給付金の受給をしていないこと
- 福井県内に住所を有していること

【大学授業料等の一部助成】

- ひとり親家庭の親
- 学士、修士または博士の学位を取得していないこと
- 修学新制度および雇用保険法の教育訓練給付金制度の対象とならないこと
- 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等により自立を図るための活動を行うこと
- 福井県内に住所を有していること

支 給 額

【高卒認定試験の給付金】

- ① 受講開始時給付金
受講費用の4割（上限10万円）
- ② 受講修了時給付金
受講費用の5割（①と合わせて上限12.5万円）
- ③ 合格時給付金
受講費用の1割（①②と合わせて上限15万円）

※通信制の場合。通学または通学及び通信併用の場合には上限額は①②③すべて2倍となります。

【大学授業料等の一部助成】

対象課程の修学のために支払った費用（入学金および授業料に限る。）の6割（最大で40万円×修学年数※最長4年）

お問い合わせ：お住まいの市町・県健康福祉センターの母子・父子自立支援員（P6）

⑧ 国の教育ローン

大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校（専門課程）のほか、さまざまな学校で学ぶための経費が融資されます。

お問い合わせ：日本政策金融公庫 福井支店

⑨ 高等教育の修学支援新制度

教育費負担の軽減のため、世帯所得に応じて、大学等の授業料等減免と給付型奨学金が支給されます。

対 象 学 校 大学・短期大学
高等専門学校・専門学校

支 援 対 象 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

支 援 内 容 世帯構成や収入によって、支援額が決まります。



新制度のホームページ

◆授業料・入学金の免除・減額の上限額（年額）

【住民税非課税世帯の場合】

	国公立		私 立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大 学	28万円	54万円	26万円	70万円
短 期 大 学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専 門 学 校	7万円	17万円	16万円	59万円

※入学金の免除・減額を受けられるのは、入学月から支援対象となった学生です。

◆給付型奨学金の支給月額

【住民税非課税世帯の場合】

区 分		自宅通学	自宅外通学
大 学 短 期 大 学 専 門 学 校	国公立	29,200円 (33,300円)	66,700円
	私 立	38,300円 (42,500円)	75,800円
高等専門学校	国公立	17,500円 (25,800円)	34,200円
	私 立	26,700円 (35,000円)	43,300円

※生活保護世帯で自宅から通学する場合や児童養護施設から通学する場合はカッコ内の金額

世帯年収別の支援額

◆授業料免除

区 分	支援額		
	こどもを1人扶養	こどもを2人扶養	こどもを3人以上扶養
住民税非課税世帯（第Ⅰ区分） （年収目安 ～270万円）	上記記載の上限額	上記記載の上限額	上記記載の上限額
住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅱ区分） （～300万円）	上限額の2/3	○県内大学に進学 上記記載の上限額 ○その他 上限額の2/3	上記記載の上限額 （所得制限なし）
住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅲ区分） （～380万円）	上限額の1/3	○県内大学に進学 上限額の2/3 ○その他 上限額の1/3	

※年収目安は、ひとり親家庭の親、本人、高校生の3人世帯で、自宅外から私立大学に通う場合

◆入学金および給付型奨学金

区 分	支援額
住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）（年収目安 ～270万円）	上記記載の上限額
住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅱ区分）（～300万円）	上限額の2/3
住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅲ区分）（～380万円）	上限額の1/3

※年収目安は、ひとり親家庭の親、本人、高校生の3人世帯で、自宅外から私立大学に通う場合

◎進学を希望している学校が制度の対象になっているか、文部科学省ホームページで確認できます。

◎進学の資金計画を立てる際には、進学資金シミュレーター（日本学生支援機構）により試算できます。

URL <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

◎母子父子寡婦福祉資金貸付金との併用は可能ですが、原則、貸付上限額から授業料等減免額と給付型奨学金、その他の制度の奨学金を控除した額が貸付上限額となります。



進学資金シミュレーター

お問い合わせ：在学する高等学校、進学希望先の大学等、日本学生支援機構

⑩ ひとり親家庭等大学等受験料支援・模擬試験受験料支援

ひとり親家庭等（所得によりふたり親家庭を含む）のお子さんが、大学や模擬試験を受験する際の費用を補助します。

対 象	児童扶養手当受給世帯相当所得世帯または住民税非課税世帯で自治体を実施することの生活・学習支援事業等に登録しているこども		
支 給 額	大学等受験料：高校3年生等	1人当り	上限53,000円
	模擬試験受験料：高校3年生等	1人当り	上限 8,000円
	中学3年生	1人当り	上限 6,000円

お問い合わせ：お住まいの市町役場（P6）※市町によって実施状況が異なります。

⑪ 日本学生支援機構奨学金（貸与型）

大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校（専門課程）・海外留学で学ぶための経費が学生本人に貸与されます。

お問い合わせ：在学する高等学校

⑫ あしなが育英会奨学金

親が病気や災害または自死などで死亡、あるいは親が著しい障害を負っている家庭のこどもに、高校・大学・専門学校などで学ぶために必要な費用を貸与します。

お問い合わせ：在学する高等学校もしくはあしなが育英会

⑬ ひとり親家庭支援奨学金（給付型）（2026年度夢を応援基金）

対 象 学 年	中学3年生、高等学校（1～3年生）等に在籍する生徒（2026年4月時点）		
支 給 額	月額30,000円（1年間支給） （返還不要、他の奨学金との併用可）	申 請 期 間	2026年3月中旬～4月中旬

お問い合わせ：福井県母子寡婦福祉連合会 ☎ 0776-21-0733

⑭ 交通遺児育英会奨学金

交通事故等（病気や災害など知事が認めた災害を含む）により保護者を失った遺児が、小学校、中学校、高校に入学する場合、就学のための支度金を支給します。

支 給 額	小学生	1人当たり	40,000円
	中学生	1人当たり	45,000円
	高校生	1人当たり	60,000円

お問い合わせ：福井県児童家庭課 ☎ 0776-20-0343

⑮ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付（修学・就学支度資金）

ひとり親家庭の児童が、経済的な理由により教育を受けることが困難な状況にある場合、修学・就学支度資金の貸し付けを行っています。※詳しくは（P16）をご覧ください。

お問い合わせ：お住まいの市町・県健康福祉センターの母子・父子自立支援員（P6）

こどもの学び・体験

① こどもの学習支援

県内各地で、ひとり親家庭等のおもに小学生・中学生を対象に、教員OBや学生ボランティア等による学習会を開催しています。参加は無料です。

実施市町	開催場所	開催曜日	開催時間	利用要件あり※1	問い合わせ先
福井市	福井市内	土曜日	14:00～16:00		福井市こども政策課女性支援室 0776-20-5140
		日曜日	10:00～12:00		
敦賀市	敦賀市福祉総合センター 「あいあいプラザ」 (敦賀市東洋町)	日曜日	10:00～12:00		敦賀市子育て政策課 0770-22-8125
	北公民館	土曜日または日曜日 (月2, 3回)	10:00～11:30	○	敦賀市自立促進支援センター 0120-215-331 0770-22-3736
小浜市	雲浜コミュニティセンター (小浜市城内二丁目)	土曜日または日曜日	9:30～11:30		小浜市子育て応援課 子育て応援センターすくすく 0770-64-6139
大野市	旧アドバンススクール (大野市神明町1107番地)	土曜日 (第1・2・3)	9:30～11:30		大野市こども支援課 こども家庭センター 0779-64-5533
勝山市	勝山サンプラザ2階 こども食堂 輪っか	土曜日(第4)	10:00～11:30		勝山市教育委員会こども課 こども家庭センター 0779-88-8771
鯖江市	アイアイ 鯖江 (鯖江市水落町)	日曜日(月3回)	10:00～11:50		鯖江市こどもまんなか課 0778-53-2224
		金曜日(月3回)	19:00～20:50		
	鯖江公民館 (鯖江市桜町)	月曜日(月2回)	19:00～20:50		
		木曜日(月4回)	19:00～20:50		
	北中山公民館 (鯖江市落井町)	土曜日(月4回)	19:00～20:50		
		火曜日(月2回)	19:00～20:50		
	立待公民館 (鯖江市杉本町)	日曜日(月2回)	9:30～11:20		
		水曜日(月4回)	19:00～20:50		
吉川公民館 (鯖江市大倉町)	月曜日(月2～4回)	19:00～20:50			
	土曜日(月2～4回)	19:00～20:50			
あわら市	金津本陣IKOSSA (あわら市春宮)	日曜日	10:00～12:00		あわら市子育て支援課 0776-73-8021
	あわら敬愛こども園	土曜日	10:00～11:45	○	あわら市福祉課 0776-73-8020
越前市	市民プラザたけふ3階 (越前市府中一丁目)	火曜日・水曜日	19:00～20:30		越前市こども家庭センター 0778-22-3628
坂井市	春江コミュニティセンター (坂井市春江町)	第1、2、4日曜日	9:30～11:30		坂井市社会福祉協議会本部 (地域福祉課) 080-8690-3835
		第3土曜日	19:00～21:00		
	坂井老人福祉センター 志遊館 (坂井市坂井町)	土曜日	14:00～16:00		
永平寺町	ふるさと学習館	水曜日	17:30～19:30		福井健康福祉センター 0776-36-2857
	上志比公民館	土曜日	14:00～16:00		
越前町	令和8年度実施なし				丹南健康福祉センター 0778-51-0034
池田町	令和8年度実施なし				丹南健康福祉センター (武生福祉保健部) 0778-22-4135
南越前町	南条保健福祉センター	日曜日	9:30～11:30		
美浜町	美浜町保健福祉センター はあとびあ	金曜日	19:00～21:00		二州健康福祉センター 0770-22-3749
若狭町 (旧三方町)	要相談				
おおい町	要相談				
高浜町					
若狭町 (旧上中町)					若狭健康福祉センター 0770-52-1302

※1 経済的に余裕がないなどの理由で、塾や家庭教師を利用するなどが困難な世帯が対象です。

※2 開催場所、開催日時等は変更となる場合があります。

② ひとり親家庭等習い事支援（※所得制限があります）

ひとり親家庭等（所得によりふたり親家庭を含む）のお子さんが習い事を通して興味・関心を上げられるよう、習い事にかかる費用を補助します。

対象となる
習い事

スポーツ(スポーツ少年団含む)や文化的な習い事
※国語・算数・理科・社会・英語の学習塾等は対象外です。

支給額	所得条件	児童1人当たりの上限額
	児童扶養手当 全部 支給相当所得者	120,000円／年
	児童扶養手当 一部 支給相当所得者	60,000円／年

お問い合わせ：お住まいの市町役場（P6）※市町によって実施状況が異なります。

③ 県立文化施設体験支援

こどもの健やかな成長のため、また県立文化施設に親しみをもってもらうため、ひとり親家庭の親と子を対象に県立文化施設の無料招待券を配布しています。

対 象 者

児童扶養手当受給者および対象児童

対象となる
施設

福井県立恐竜博物館、福井県立歴史博物館、福井県立美術館、福井県立朝倉氏遺跡博物館、
福井県立若狭歴史博物館、福井県年縞博物館、越前古窯博物館、福井県陶芸館

お問い合わせ：福井県児童家庭課 ☎ 0776-20-0343

■ 養育費、親子交流

① 養育費相談

離婚や別居に伴う、こどものための養育費等の相談を行います。

（面接時間）毎週月～金 午前9時～午後5時

（巡回相談）相談者や母子・父子自支援員等の要請等に応じて随時実施

お問い合わせ：福井県母子家庭等就業・自立支援センター ☎ 0776-21-0733

② 養育費確保支援《NEW》令和8年度から実施

適正な養育費確保のため、養育費確保にかかる弁護士費用や実費を補助します。

対 象 者

福井県内に住所を有するひとり親家庭の親であって、現に児童（20歳未満）を扶養しており、
支給対象となる手続きが完了した日から1年以内に申請をされた方

対 象 経 費

①養育費請求調停申立等にかかる弁護士等委任費用や実費
②未払い養育費の強制執行申立にかかる弁護士等委任費用や実費

支 給 額

対象経費①②それぞれ上限額300,000円／人

お問い合わせ：福井県児童家庭課 ☎ 0776-20-0343

③ 親子交流の調整・立ち会い支援《NEW》令和8年度から実施

離婚を前提として別居している父母、ひとり親家庭の親および離婚後においてこどもと別居している親に対し、親子交流支援員による事前相談の実施、支援計画の作成、親子交流当日のこどもの受け渡し、付き添い、連絡調整等を行います。

対 象 者

次の要件をすべて満たす方

- 18歳到達後の3月末までのこどもとの親子交流を希望する別居親またはこどもと別居親との親子交流を希望する同居親であること
- 同居親が福井県内に住所を有すること
- 同居親と別居親との間で親子交流に関する取り決めがあり、かつ本事業の支援を受けることについて合意があること

お問い合わせ：親子交流支援センター福井（福井県からの委託） ☎ 090-2125-0850

④ 公正証書作成支援

継続した養育費の支払いを確保するため、公証人手数料や調停の申し立て、裁判用の収入印紙代など公正証書等の作成に必要な費用を補助します。

対 象 者

福井県内に住む（福井市除く）公正証書等を作成してから1年以内に申請をされたひとり親家庭の母または父で、児童扶養手当受給者（または、同等の所得水準）の方

補 助 額

1件あたり上限30,000円 ※1人1回に限る

お問い合わせ：福井県母子家庭等就業・自立支援センター ☎ 0776-21-0733

困ったときの相談窓口（子育てや生活の悩みを一緒に考える窓口です）

福井県母子家庭等就業・自立支援センター

（福井県母子寡婦福祉連合会が福井県からの委託により運営しています）

【相談時間】 9:00～16:00（火曜日は19:00まで） 【休業日】 土日祝および年末年始

【所 在 地】 福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉センター 4階

【連 絡 先】 ☎ 0776-21-0733 fax 0776-21-0310

E-mail : fukubo21733@arrow.ocn.ne.jp

【ホームページ】 <http://www.fukuikenbo.jp>



ホームページ

ひとり親家庭・離婚前後サポートセンター とりどり 《令和8年度開設》

（一般社団法人フルードが福井県からの委託により運営しています）

【相談時間】 8:30～17:30（月～金）

【所 在 地】 福井市成和1丁目1119番地木原ビル1階

【連 絡 先】 ☎ 0776-60-0106

E-mail : tori-dori@fruid.org



ホームページ

ひとり親の方に向けた情報を発信しています！

（LINE公式アプリから読みとってください）

入力画面の氏名は本名でなく、ニックネーム等でも可能です！

（氏名欄にニックネームの入力をお願いします）



LINE登録はこちら

福井県 健康福祉部 児童家庭課

【所 在 地】 福井市大手3丁目17-1

【連 絡 先】 ☎ 0776-20-0343 fax 0776-20-0640